

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等の種類、応募上場株券等の数の合計、買付け等をする上場株券等の数の合計及び返還する上場株券等の数の合計</p> <p>三 （略）</p> <p>四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるものの</p> <p>イ 応募上場株券等の種類、応募上場株券等の数、買付け等をする上場株券等の数、買付け等の価格及び買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもって買付け等の対価とする場合（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げる買付け等の場合に限る。）には、当該有価証券等の種類及び数）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 返還する上場株券等の種類及び数並びに返還の方法</p>	<p>（買付け等の通知書の記載事項等）</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公開買付けにより買付け等をする上場株券等に<u>係る株式の種類</u>、応募上場株券等の数の合計、買付け等をする上場株券等の数の合計及び返還する上場株券等の数の合計</p> <p>三 （略）</p> <p>四 当該通知書に係る応募株主等に関する事項のうち次に掲げるものの</p> <p>イ 応募上場株券等に<u>係る株式の種類</u>、応募上場株券等の数、買付け等をする上場株券等の数、買付け等の価格及び買付け等の代金（有価証券その他の金銭以外のもの（以下「有価証券等」という。）をもって買付け等の対価とする場合（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げる買付け等の場合に限る。）には、当該有価証券等の種類及び数）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 返還する上場株券等に<u>係る株式の種類</u>及び数並びに返還の方法</p>

五 (略)

258 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 次に掲げるいずれかの事項

イ 公開買付けに係る自己の株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)の取得についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議の内容若しくは取締役会の決議の内容又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び価額の総額

ロ 上場株券等の発行者である外国会社(以下「外国会社」という。)による公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得についての取締役会、株主総会又は役員会の決議の内容並びにそ

五 (略)

258 (略)

(公開買付開始公告の掲載事項)

第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 次に掲げるいずれかの事項

イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議の内容又は取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

ロ 上場株券等の発行者である外国会社(以下「外国会社」という。)による公開買付けに係る自己の株式の取得についての取締役会又は株主総会の決議の内容及びそれに基づいて既に買付

れに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び
価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等を行う上場株券等の種類

ロ～ホ (略)

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号
に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 内国法人 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付け
等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書
の写し

ハ～ヘ (略)

二 外国会社 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ～ヘ (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもって記載したものでないと
きは、その訳文を付さなければならない。

け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

五 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 買付け等を行う上場株券等に係る株式の種類

ロ～ホ (略)

六 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号
に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 内国会社

イ (略)

ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等に買付け
等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書
の写し

ハ～ヘ (略)

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類

ロ～ヘ (略)

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないと
きは、その訳文を付さなければならない。

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等に係る上場株券等の種類
 - ロ (略)
 - 三 五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等をする上場株券等の種類
 - ロ (略)
 - 三 五 (略)
- 2 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第

(公開買付けの撤回等の公告の掲載事項)

第十六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類
 - ロ (略)
 - 三 五 (略)

(公開買付けの結果の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの
 - イ 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類
 - ロ (略)
 - 三 五 (略)
- 2 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第

第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうち占める買付け等をする上場株券等の数の割合の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2 上場株券等の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合において、上場株券等の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3・4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けをする発行者の会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議若しくは取締役会の決議又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定による役員会の決議(公開買付けをする発行者が外国会社である場合にあっては、株主総会、取締役会又は役員会の決議)に基づいて行う自己の株式又は投資口の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいうものとする。

第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数の合計のうち占める買付け等をする上場株券等の数の割合の割合を乗じ、当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。

2 上場株券等に係る株式の種類ごとに法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付した場合においては、上場株券等に係る株式の種類ごとに前項の計算を行うものとする。

3・4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けをする発行者の会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議に基づいて行う自己の株式の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいうものとする。

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行																																																																								
<p>第二号様式 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】</p> <p>1【買付け等をする上場株券等の種類】</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(7)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上場株券等の種類</th> <th style="text-align: center;">買付け等の価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>算定の基礎</td><td> </td></tr> <tr><td>算定の経緯</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3)【買付予定の上場株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">上場株券等の種類</th> <th style="text-align: center;">買付予定数</th> <th style="text-align: center;">超過予定数</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5【上場株券等の取得に関する許可等】(8)</p> <p>(1)【上場株券等の種類】</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 買付け等の目的 自己の株式又は投資口を取得する目的等について具体的に記載すること。 また、買付け等の後、当該上場株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。</p> <p>(6) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等</p> <p>a 上場株券等が投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）である場合には、「発行済株式の総数」欄中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株（年月日現在）」とあるのは「口（年月日現在）」と、「取締役会における決議内容」欄中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「その他（）」欄中「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄中「株式」とあるのは「投資口」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と読み替えて記載すること。</p>	上場株券等の種類	買付け等の価格							算定の基礎		算定の経緯		上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計		(株)	(株)	(株)													合計				<p>第二号様式 (略)</p> <p>第1【公開買付要項】</p> <p>1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】(7)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)【買付け等の価格等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">買付け等の価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>算定の基礎</td><td> </td></tr> <tr><td>算定の経緯</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3)【買付予定の上場株券等の数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">買付予定数</th> <th style="text-align: center;">超過予定数</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> <td style="text-align: center;">(株)</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>5【上場株券等の取得に関する許可等】(8)</p> <p>(1)【上場株券等に係る株式の種類】</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 買付け等の目的 自己の株式を取得する目的等について具体的に記載すること。 また、買付け等の後、当該株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。</p> <p>(6) 株主総会又は取締役会の決議等の内容等 (新設)</p>	株式の種類	買付け等の価格							算定の基礎		算定の経緯		株式の種類	買付予定数	超過予定数	計		(株)	(株)	(株)													合計			
上場株券等の種類	買付け等の価格																																																																								
算定の基礎																																																																									
算定の経緯																																																																									
上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計																																																																						
	(株)	(株)	(株)																																																																						
合計																																																																									
株式の種類	買付け等の価格																																																																								
算定の基礎																																																																									
算定の経緯																																																																									
株式の種類	買付予定数	超過予定数	計																																																																						
	(株)	(株)	(株)																																																																						
合計																																																																									

b 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。

なお、新株予約権証券、新株予約権付社債又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。）を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下bにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式又は発行済投資口の総数については、当該新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項に規定する新投資口予約権をいう。）の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。

c 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第156条第1項の規定により株主総会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。

d 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得について、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する同法第156条第1項の規定による取締役会又は投資信託及び投資法人に関する法律第80条の2第3項の規定による役員会において決議された上場株券等の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。

e 「その他」欄には、c及びd以外の事由により自己の株式又は投資口を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等の種類、数及び価額の総額について記載すること。

f 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。

(7) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数

a～d (略)

e 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等の種類ごとの数を記載すること。

f 上場株券等が投資証券である場合には、「買付予定の上場株券等の数」欄中「(株)」とあるのは「(口)」と読み替えて記載すること。

(8)～(12) (略)

(13) 発行者の概要

a・b (略)

c 上場株券等が投資証券である場合には、「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」欄中「資本金」とあるのは「最低純資産額」と、「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と読み替えて記載すること。

d 「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金又は最低純資産額の額及び発行済株式又は発行済投資口の総数を記載すること。

(14) 経理の状況

a～c (略)

d 上場株券等が投資証券である場合には、「(3) 株主資本等変動計算書」欄の記載を省略すること。

(15) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「株価の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と読み替えて記載すること。

a 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。

なお、新株予約権証券又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このaにおいて「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。

b 「株主総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第156条第1項の規定により株主総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。

c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用する同法第156条第1項の規定により取締役会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額について記載すること。

d 「その他」欄には、b及びc以外の事由により自己の株式を取得する場合について、その事由ごとに上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。

e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。

(7) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数

a～d (略)

e 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。

(新設)

(8)～(12) (略)

(13) 発行者の概要

a・b (略)

(新設)

c 「(3) 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。

(14) 経理の状況

a～c (略)

(新設)

(15) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

<p>a 株式又は投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。</p> <p>b 株式又は投資口が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。</p> <p>(16) ~ (18) (略)</p>	<p>a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。</p> <p>b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。</p> <p>(16) ~ (18) (略)</p>
---	---

改正案

現行

第四号様式

(略)

1 【公開買付けの内容】

(1) 【買付け等に係る上場株券等の種類】

(2) (略)

2 【買付け等の結果】

(1) (略)

(2) 【買付け等を行った上場株券等の数】(5)

上場株券等の種類			
応募数(株)			
買付数(株)			

(3) (略)

(記載上の注意)

(1)～(4) (略)

(5) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「応募数(株)」とあるのは「応募数(口)」と、「買付数(株)」とあるのは「買付数(口)」と読み替えて記載すること。

(6) (略)

第四号様式

(略)

1 【公開買付けの内容】

(1) 【買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類】

(2) (略)

2 【買付け等の結果】

(1) (略)

(2) 【買付け等を行った上場株券等の数】(5)

上場株券等に係る株式の種類			
応募数(株)			
買付数(株)			

(3) (略)

(記載上の注意)

(1)～(4) (略)

(5) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等に係る株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

(6) (略)